

大情審答申第 365 号
平成 26 年 3 月 26 日

公立大学法人大阪市立大学
理事長 西澤 良記 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

公立大学法人大阪市立大学（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求のうち公文書を保有していると判断したものについては別表の（き）欄に記載の公文書を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき別表の（か）欄に記載の公開決定を、また、本件各請求のうち公文書を保有していないと判断したものについては、保有していない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき別表の（か）欄に記載の不存在による非公開決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（け）欄、下記 1 及び下記 2 のとおりである。

- 1 平成 22 年度大阪市立大学商学部前期日程一般入試（以下「本件入試」という。）において、学生募集要項等にも記載されていない「口頭による申し合わせ」の基準（以下「本件基準」という。）を適用し、受験者の合否判定を行っている。

後に「学部入試判定についての内規（平成 22 年 3 月 8 日確認）」として、文書化されたとのことだが、本件基準を、文書化される以前の合否判定すなわち本件入試（平成 22 年 2 月 25 日実施）に適用させることは、法の不遡及原則から逸脱したものではないか。

また、公立大学法人大阪市立大学公文書管理規則（平成 18 年規程第 5 号）第 17 条には「法人の意思決定に当たっては事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成した上でこれを実施しなければならない。」とあるが、同規則違反ではないか。

- 2 実施機関は、大阪市立大学学則（平成 18 年規程第 1 号。以下「学則」という。）第 42 条において、学生の入学に関する事項は各学部教授会の審議事項と定められており、どのような合否判定方法とするかは教授会の裁量事項であり、そのための内規の制定及び運用方法も教授会の裁量事項であると主張している。

しかしながら、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 144 条では、「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。」と謳われており、当然この教授会の議は審議のことであり、決裁権（最終の決定権）は学長である。

そもそも、大学の教授会の法的な根拠は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 93 条第 1 項に「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と定められていることであるが、文部科学省に問い合わせたところ、この「審議」には、(学部教授会の) 決裁権（最終の決定権等を含む）が含まれていると解釈できず、またこれまでそういった趣旨の通知又は通達を出したこともなく、また事例等も聞いたことがないとのことであった。

したがって、そもそも、商学部教授会に合否判定をする決裁権がないということであり、また合否決裁欄に学部長が真正であることの証として押印していることが、そもそも決裁という意味を理解していない行為であると言わざるを得ない。

正式な手続を経していない本件基準が合否判定に使用されていたことはおかしい。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表の（こ）欄、下記 1 及び下記 2 のとおりである。

- 1 本件基準及び「内規」について、大阪市立大学商学部前期日程の合否判定は、従前から本件基準を用いて行っており、その内容を平成 22 年 3 月 21 日に「内規」の形で文書化したものである。

本件基準は昭和 50 年代より、各年の合否判定の基準として用いられており、その適用結果について各年の教授会記録に記載されており、本件入試の合否判定にも、その基準を確認した上で合否判定基準として適用している。

本件基準を適用することは教授会において確認されているが、文書による決裁手続

は行っていない。

- 2 学則第 42 条に規定するとおり、「学部教授会は、次の事項を審議する。」中の第 5 号で「学生の入学、留学、退学、卒業その他学生の身分に関する事項」と定めており、入学者を決定する際の基準については、学部教授会の審議事項である。

そもそも合格者判定資料は教授会の議として作成するものであり、合格判定資料中の合否決裁欄については、合格者判定資料が教授会の議として真正であることを示すために商学部教授会の責任者である商学部長が押印している。

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

異議申立人及び実施機関双方の主張を踏まえると、本件各異議申立てにおける争点は、まず、本件基準を本件入試の合否判定に適用することとなった経緯や意思決定に係る文書（以下「本件文書 1」という。）の存否（以下「争点 1」という。）であり、次に、合否判定基準を学部教授会が定めることに関する根拠や意思決定に係る文書として、学則第 42 条以外に特定すべき文書（以下「本件文書 2」という。）の存否（以下「争点 2」という。）である。

3 争点 1 について

- (1) 実施機関に確認したところ、本件基準は、昭和 50 年代から適用されてきた基準で、平成 22 年 3 月 8 日に開催された商学部教授会において、同年の合否判定に本件基準を適用したことについて了承されているとのことであり、また、直近では昭和 62 年度入試で 1 名に適用したのが最後であるとのことであった。
- (2) 当審査会において、平成 22 年 3 月 8 日に開催された商学部教授会の会議要旨を見分したところ、「1. 前期入試合否判定について（重要事項）」に、本件基準を適用して合格者を判定した旨の記載が認められた。
- (3) 商学部教授会（平成 22 年 3 月 8 日開催）において本件基準が適用された後、本件基準は平成 22 年 3 月 21 日に「内規」として文書化されていることが認められた。
- (4) 以上の事実を鑑み、本件文書 1 が存在しないという実施機関の主張に不自然不合理な点は認められない。

4 争点 2 について

- (1) 異議申立人は、学校教育法施行規則第 144 条では、「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。」と謳われており、決裁権（最終の決定権）は学長にあり、商学部教授会で了承された本件基準を適用したことは誤りであった旨の主張をしている。
- (2) 一方で、実施機関は、学則第 42 条に規定するとおり、「学部教授会は、次の事項を審議する。」中の第 5 号で「学生の入学、留学、退学、卒業その他学生の身分に関する事項」と定めており、入学者を決定する際の基準については、学部教授会の審議事項である旨の主張をしている。
- (3) 両者の主張を踏まえて、当審査会が、本件入試の合否決定に関する決裁文書（以下「本件関連文書」という。）を見分したところ、個々の受験者の「合・否決裁欄」に合否の記載が、ページ毎に、それを承認するという意味での商学部長の押印が、さらに、それらすべてを承認するという意味で、決裁用紙の 1 枚目に学長の押印がなされていた。
- (4) 両者の主張は一見矛盾しているように思えるが、学生の入学に関する最終権限は学長にあるという点については、両者に争いはなく、本件関連文書の決裁権者が学長であることは明白であり、両者の主張に何ら矛盾するところはない。
- (5) また、本件入試の受験者数は 400 名を超えており、本件関連文書にはそのすべての受験者の成績が 19 頁にわたって記載されていることを考えると、最終の決裁権限は学長にあるものの、すべての合否判定を学長が行うことはおよそ不可能であり、合否判定の基準を学部教授会が定めて、受験者に適用していたという実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められず、本件文書 2 は存在しないという実施機関の主張は妥当であると認められる。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成24年度諮問受理第82号他

年 月 日	経 過
平成 24 年 10 月 5 日	諮問（平成 24 年度諮問受理第 82～90 号）及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 11 月 2 日	諮問（平成 24 年度諮問受理第 110～112 号）及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 24 年 11 月 21 日	異議申立人から意見書の提出（平成 24 年度諮問受理第 82～90 号）
平成 24 年 12 月 11 日	異議申立人から意見書の提出（平成 24 年度諮問受理第 110～112 号）
平成 25 年 5 月 10 日	審議（論点整理）及び実施機関理由説明
平成 25 年 7 月 5 日	異議申立人意見陳述
平成 25 年 7 月 19 日	審議（論点整理）
平成 25 年 9 月 5 日	審議（論点整理）
平成 25 年 12 月 25 日	審議（論点整理）
平成 26 年 2 月 3 日	審議（答申案）
平成 26 年 2 月 20 日	審議（答申案）
平成 26 年 3 月 3 日	審議（答申案）
平成 26 年 3 月 26 日	答申